

# KELVIN CHIA YANGON

LOCAL KNOW-HOW WITH INTERNATIONAL EXPERTISE

Issue No. 33 | March 2017



ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所 (KCY) は、1995年にミャンマーでの事業活動を開始しました。現在はヤンゴン及びマンダレーにオフィスを構えております。ミャンマーの商取引分野における法律及び規制は、常に急速に変化しています。KCYは、広範な経験と知識を活かし、ミャンマービジネス法務の分野において、最適な選択肢であり続けます。

Level 8A

Union Financial Center (UFC) |

Corner of Mahabandoola Road and  
Thein Phyu Road |

Bothtaung Township | Yangon,  
Myanmar

Unit S-1

No. 1 Sedona Hotel |

Junction of 26<sup>th</sup> Street & 66<sup>th</sup> Street |

Chan Aye Tharzan Township |  
Mandalay, Myanmar

[cs@kcyangon.com](mailto:cs@kcyangon.com)

[www.kcyangon.com](http://www.kcyangon.com)

Tel /Fax (951) 8610348

Fax: (951) 8610349

## ミャンマー投資委員会 (MYANMA INVESTMENT COMMISSION) は、恩典の付与についての開発レベルに基づく、地方域・州の分類を発表した

2017年2月22日、ミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission (MIC)) は2017年10号通達 (Notification 10/2017) を発表し、開発レベルに基づいて、州 (State) 及び地方域 (Region) 内のタウンシップを、3つのゾーンに分類した。

かつての外国投資法と国民投資法を統合する法である2016年ミャンマー投資法 (Myanmar Investment Law 2016) (「新投資法」) が、2016年10月に制定された。新投資法に盛り込まれた新しい規制のメカニズムの一つとして、投資の予定された土地に基づく法人税減免の付与が挙げられる。かかるメカニズムは、ミャンマー内の地域を3つのゾーン (ゾーン1: 未発展地域、ゾーン2: 中程度発展地域、ゾーン3: 既発展地域) に分類している。2017年10号通達 (Notification 10/2017) は、州 (State) 及び地方域 (Region) 内のどのタウンシップが、かかる3つのゾーンに分類されるかを示している。3つのゾーンと、そこに含まれるタウンシップの概要は、以下のとおりである。

ゾーン	州及び地方域	タウンシップの数
ゾーン 1	カチン (Kachin) 州	14 タウンシップ
	カヤー (Kayar) 州	7 タウンシップ
	カレン (Kayin) 州	7 タウンシップ
	チン (Chin) 州	9 タウンシップ
	ザガイン (Sagaing) 地方域	34 タウンシップ
	タニンダーリ (Tanintharyi) 地方域	4 タウンシップ
	バゴ (Bago) 地方域	5 タウンシップ
	マグウェイ (Magway) 地方域	13 タウンシップ
	マンダレー (Mandalay) 地方域	2 タウンシップ
	モン (Mon) 州	2 タウンシップ
	ラカイン (Rakhine) 州	17 タウンシップ
	シャン (Shan) 州	42 タウンシップ
	エーヤワディ (Ayeyarwaddy) 地方域	10 タウンシップ
ゾーン 2	カチン州	4 タウンシップ
	ザガイン地方域	3 タウンシップ
	タニンダーリ地方域	7 タウンシップ
	バゴ地方域	23 タウンシップ
	マグウェイ地方域	12 タウンシップ
	マンダレー地方域	13 タウンシップ
	モン州	8 タウンシップ
	ヤンゴン (Yangon) 地方域	13 タウンシップ
	シャン州	14 タウンシップ
	エーヤワディ地方域	17 タウンシップ
ゾーン 3	ネピドー (Nay Pyi Taw) 連邦領	8 タウンシップ
	マンダレー地方域	14 タウンシップ
	ヤンゴン地方域	32 タウンシップ

新投資法 75 条(a)によると、ゾーン 1、ゾーン 2 及びゾーン 3 に含まれるタウンシップになされる投資は、以下の法人税免除を申請することができる。

地方域及び州	法人税免除年数
発展不足 (ゾーン 1)	連続 7 年まで
中程度の発展 (ゾーン 2)	連続 5 年まで
十分な発展 (ゾーン 3)	連続 3 年まで

ヤンゴン地方域の全てのタウンシップは、ゾーン 2 (中程度発展地域) 又はゾーン 3 (既発展地域) のいずれかに含まれていることに気づくだろう。したがって、予定される投資がなされる場所のタウンシップに応じて、連続して 3 年、又は 5 年までの法人税免除を申請することができる。

一方、ラカイン州やチン州のタウンシップは、ゾーン 1 (未発展地域) へと分類されていることから、ラカイン州やチン州への投資は、連続して 7 年までの法人税免除を申請することができる。

なお、全ての事業分野が、税務免除を受けられるわけではないことも注意されたい。すなわち、新投資法 75 条(c)では、奨励事業分野として MIC に指定された分野における投資のみが、法人税免除を受けられると規定している。この奨励事業分野は、通達により既に指定されている。



**Cheah Swee Gim**  
Director of Kelvin Chia Yangon  
Senior Partner of Kelvin Chia Partnership  
[csg@kcyangon.com](mailto:csg@kcyangon.com)



**Pedro Jose F. Bernardo**  
Principal Foreign Attorney of Kelvin Chia Yangon  
Partner of Kelvin Chia Partnership  
[pedro.bernardo@kcpartnership.com](mailto:pedro.bernardo@kcpartnership.com)